

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

二本松市

2 構造改革特別区域の名称

東和ワイン特区

3 構造改革特別区域の範囲

二本松市の区域の一部（東和地域）

4 構造改革特別区域の特性

(1) 位置、地理、地形、交通

二本松市は、福島市と郡山市の中間に位置し、安達地方の中心都市であり、市の中心部から福島市、郡山市へは30分程度の至近距離にあります。首都圏からは約200kmの距離にあり、鉄道利用で約2時間、車では約3時間の圏内に位置しています。

市域は、東西に約36km、南北に約17km、総面積344.65km²を有し、会津地方、浜通り地方の両地域に境界を接しています。

今回、構造改革特別区域として計画している東和地域は、市の東端にあり、阿武隈高地に位置し、東西、南北とも約10km、面積72.2km²、周囲41kmと比較的まとまった地域です。

地形は、阿武隈高地西斜面にあり、起伏が甚だしいが高山は少なく、木幡山、羽山、口太山、白猪森等に属する地域は標高600m～900mで地力が乏しい地域です。

交通は国道349号が縦走し、これに県道、市道等が接続し本地域の骨格的道路網を形成しています。

また、東北自動車道二本松 I C へは約16kmの距離にあり、東京への所要時間は約3時間30分です。

(2) 気候

当地域は大陸山間型の特性を有しているため、年間を通して寒暖差が大きく、最高気温35.5℃、最低気温-18.5℃を記録しており、年間平均気温は11.0℃となっています。

また、年間降水量は1,191mm、冬期の降雪量は30cm～50cm程度、年間平均日照時間は2,000時間となっています。

(3) 人口

いわゆる「昭和の大合併」直後である昭和30年の国勢調査による本地域（東和地域）の人口は14,378人でありましたが、年々減少し、新二本松市合併直前の平成17年には7,800人、平成23年10月1日現在の現住人口では6,941人であり、新市合併後の6年間で859人、年平均で143人減少しており、少子高齢化が進む過疎地域となっています。

なお、平成23年11月1日現在の現住人口は、人口6,933人、1,967世帯です。

(4) 産業

本地域の平成17年国勢調査による就業人口は3,980人であり、就業率は57.3%となっています。

産業別割合は、第1次産業17.2%、第2次産業46.6%、第3次産業36.2%です。

昭和40年代後半以降、地域経済の様相が大きく変化し、農林業の停滞により第一次産業から第二次、第三次産業へと大きく移行してきています。

本地域の農業は、地域の大半が阿武隈高地に属し、山間起伏の多い傾斜地に耕地が点在しており、傾斜地では畜産、蔬菜、花木等を、平坦地では稲作が営まれております。

また、山間起伏を利用した桑栽培による養蚕が盛んな地域でありましたが、近年の養蚕の衰退や後継者不足、就農者の高齢化により耕作放棄地が増加している地域でもあります。

近年、有機野菜や有機肥料による循環型農業を実践し、里山再生を目指すNPO法人が設立され、その会員である200名余りが地域再生に向け活動しています。

商工業については、長引く経済不況の中で著しい影響を受けており、商業については店舗数が激減しています。

観光については、日本三大幡祭りの一つといわれる900年の歴史と伝統豊かな「木幡の幡祭り」、400余年の伝統を持つ「あばれ山車」、東北のボストンマラソンと称される「東和ロードレース大会」、伊達政宗の兵火を唯一逃れた「隠津島神社の三重の塔」などがあり、年々交流人口が増えています。

(5) 規制の特例措置を講じる必要性

本地域は農村地帯であったことから、近年、NPO法人が主体となり里山再生を目標に有機野菜の生産を本格化し、その加工品や有機肥料の生産までも手がけており、生産した有機野菜や加工品は、管理運営している道の駅「ふくしま東和」や近隣のスーパーマーケットなどで特設コーナーを設け販売しています。

これらの生産販売を通し、耕作放棄地の再生や森林の整備などによる里山再生にむけ事業を展開しており、観光や定住・二地域居住による都市との交流も積極的に進め、平成24年度からは農家民宿の設営を計画しています。

このような中で、耕作放棄地の大きな割合を占めている桑畑等を利用し、ぶどうを生産するとともに、もともとこの地域の特産品でもある「羽山りんご」も利用した果実酒造りを模索しています。

本市の長期総合計画では「地域の特色を活かした産業の振興」を掲げており、新たな特産品の開発へ向けて支援していく必要があります。

5 構造改革特別区域計画の意義

本地域は、過疎化・高齢化が急速に進んでいる典型的な中山間地域であり、農業生産条件や農業を取り巻く情勢の厳しさにより担い手が不足し、農業者の高齢化が進み、耕作放棄地が増加するなど、地域農業に大きな影響を与えています。

このような中で、地域で活動するNPO法人ゆうきの里東和ふるさとづくり協議会を中心に農地・里山の再生、特産品の開発、都市と農村の交流などの地域活性化に向けた取り組みが行われており、その動きに呼応して有志によるぶどう栽培がはじまり、地域オリジナルワイン造りの機運が高まっています。

今回の特例措置を活用することにより地域オリジナルワインをはじめとした果実酒及びリキュールの製造がはじまれば、新しい地域の特産品が生まれるとともに、ぶどう栽培が一層普及して遊休農地の利用が促進され、耕作放棄地の解消が見込まれます。

また、ぶどう栽培、ワイン醸造を通した都市と農村の交流を促進し、地域の活性化と定住へのきっかけづくりに貢献していきたいと考えております。

以上の理由のみならず、原発事故の放射能の影響により子どもを対象としたグリーンツーリズムが見込まれず、地ワイン等を通した大人を対象としたグリーンツーリズムがのぞまれる点においても構造改革特別区域計画の意義は大きいものがあります。

6 構造改革特別区域計画の目標

国の平成23年度第3次補正による「職と地域の絆事業」により、東和果実酒研究会が中心となり、ぶどう栽培、農作業体験を通した消費者との交流を目指した新たな推進体制を構築することとしています。

更に、構造改革特別区域計画を推進することにより、

- (1) 新しい特産品の開発と既存特産品との連携による「東和ブランド」の確立
- (2) ぶどう等の果樹生産の拡大による耕作放棄地の解消、新規就農者の確保
- (3) 醸造所を核とした地域コミュニティの再生
- (4) 農家レストラン・農家民宿と連携した交流人口の拡大

を実現し、地域活性化、農業所得向上による自立的な地域農業の持続的発展に資することを目標とします。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 新たな特産品・地域ブランドの創出

本地域では、羽山りんごが特産品として定着していましたが、近年、有機野菜もそのひとつとなってきました。今回、新たに「東和ワイン」という特産品が生まれることにより特産品の幅が広がるとともに、「東和」というブランドの確立が進みます。

(2) 地域農業の振興

本地域での果実酒及びリキュールの製造を起爆剤として、今まで進めていた有機野菜や羽山りんご等に加え新しい特産品となることで、生産面積の拡大による耕作放棄地の減少や新規就農、担い手育成、所得の向上も期待され、地域農業の振興が図られます。

(3) 農業・観光業等の連携による地域活性化

- ・既に営業している農家レストランや平成24年度に計画されている農家民宿などで地元食材とともに提供することにより、食材の供給や地場産品の直売により農家の生産意欲が増

進されるとともに所得の向上が期待され、地域の活性化にもつながります。

- ・地域内ワイナリーの誕生により、ワインぶどうの収穫体験など観光業と連携した体験型農業の受入促進、都市と農村の交流拡大が期待できます。
- ・本地域で生産される果実酒及びリキュールと道の駅「ふくしま東和」や農家レストラン、農家民宿、観光資源とを組み合わせることで、新しい特産品による観光客、宿泊客の増加等が期待できます。

【経済的社会的効果の目標指標】

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
特産酒類製造事業者数	1 件	1 件	1 件
特産果実酒製造量		2 k1	2 k1
特産リキュール製造量			1 k1

8 特定事業の名称

709 特産酒類の製造事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業 その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) ワインぶどうの生産振興

NPO法人ゆうきの里東和ふるさとづくり協議会と連携し、耕作放棄地の活用によるワインぶどうの生産を促進し、ワインの原材料確保へ向けての環境づくりを進めるとともに支援制度の充実を図ります。

(2) 新規就農者支援、耕作放棄地対策

認定農業者制度の活用などを通じて、農業の担い手育成・確保を図りながら、新規就農も視野に入れ、ワインぶどう栽培面積の拡大を促し、耕作放棄地の減少を図ります。

(3) 観光業等との連携

道の駅「ふくしま東和」や農家レストラン、農家民宿等の観光施設等と連携し、新たな特産品・地域ブランドである「東和ワイン」のPR・周知を行います。

また、「東和ワイン」といった果実酒及びリキュールの製造に加え、村内農産物を活用した加工品の開発を進め、「里山再生」を目指します。

(別紙)

1 特定事業の名称

709 特産酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において生産された地域の特産物（ぶどう、りんご、桑の実、ブルーベリー）を原料とした果実酒又はリキュールを製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記2に記載した者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

二本松市の区域の一部（東和地域）

(3) 事業の実施期間

上記2に記載した者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載した者が、果実酒又はリキュールの提供・販売を通じて地域の活性化を図るために果実酒又はリキュールを製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、当市が指定する地域の特産物であるぶどう、りんご、桑の実、ブルーベリーを原料とした果実酒又はリキュールを製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準（6キロリットル）が、果実酒については2キロリットル、リキュールについては1キロリットルにそれぞれ引き下げられ、より小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能になる。

これにより、農業者の経営の多角化、新たな特産物及び地域ブランドの創出、農業生産の拡大等地域農業の振興が図られるとともに、地域住民及び異種業者、都市住民等との連携、交流の拡大による地域の活性化にも効果が見込まれる。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な申告納税や記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査や調査の対象とされる。

市は、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知を行うとともに、酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。